

学校跡地・施設の整備及び運営に関する基本方針

学校跡地・施設の整備及び運営に関して、つぎのような基本方針がまとめました。

(1) いつでも開かれた地域の施設

地域の活性化を図るため、地域住民がいつでも集まれて、様々な目的から利用し、交流できるような施設の整備・運営を目指します。

(2) 町内外から人が集まる施設

さらに地域の活性化を図るため、雇用の創出や広く町内外から集客を目指します。特に若年世代に主眼をおいた施設の整備・運営を目指します。

(3) 周辺環境の特色を活かした魅力ある施設

地域住民にとってはアイデンティティの再確認となり、それ以外の者に対しては地域の魅力発信の場となるよう、学校周辺の環境を活かした特色ある施設の整備・運営を目指します。

(4) 適切な施設の管理運営

利用者が安心・安全に施設を使用できるよう、人員配置することとします。また、災害発生時には、施設全体を避難所として利用できるよう配慮するものとします。なお、維持管理にかかる町の財政負担を軽減できるような管理運営体制の整備を図ります。

(5) 施設の利活用実現に向けた意欲的な取り組み

この方針に掲げるような学校跡地・施設の利活用の実現に向けて、既存の法規制を前提としない意欲的な取り組みを進めます。

(6) 利用状況、社会情勢の変化を考慮した段階的な施設整備

ただし、無駄な投資とならないよう需要を見込んだうえ、また、社会情勢や法規制等の変化を考慮した、段階的な施設の整備を進めます。